

## 新宿区吹付けアスベスト対策助成等要綱

22 新都建監第42号  
平成22年6月11日

23 新都建監第146号  
平成24年3月22日

28 新都建調第2760号  
平成29年3月27日

29 新都建調第 603号  
平成29年6月30日

29 新都建調第3307号  
平成30年3月30日

3 新都建調第2740号  
令和4年3月31日

5 新都建調第2622号  
令和6年3月29日

6 新都建調第2584号  
令和7年3月7日

### 第1章 総 則

(目的)

第1条 この要綱は、新宿区（以下「区」という。）の区域内において、建築物の吹付けアスベスト対策を行う所有者等に対して助成等を実施することにより、建築物の安全性の向上を推進し、もって区民の健康被害の予防を図ることを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この要綱で使用する用語の意義は、次に定めるものを除くほか、建築基準法（昭和25年法律第201号）及び建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）で定める用語の例による。

(1) アスベスト 繊維状を呈しているクリソタイル、アモサイト、クロシドライト、アクチノライト、アンソフィライト及びトレモライトをいう。

- (2) ロックウール 珪酸質岩石、玄武岩、石灰石、スラグなどを熱溶解させ、これを繊維化したもの。
- (3) 吹付けアスベスト等 建築物に吹付けられたアスベスト又はロックウールで、その含有重量が当該建築材料の重量の 0.1%を超えるものをいう。
- (4) アスベスト含有調査 建築物の吹付け建材について行うアスベスト又はロックウールの有無及び含有量に係る調査であって、建築物石綿含有建材調査者による調査に基づき実施するものをいう。
- (5) アスベスト除去等工事 建築物の吹付けアスベスト等の除去、封じ込め及び囲い込み（封じ込め及び囲い込みにあつては、建築材料からアスベストを飛散させるおそれがないものとしてアスベストが添加された建築材料を被覆し又は添加されたアスベストを建築材料に固着する措置について国土交通大臣が定める基準を定める件（平成 18 年国土交通省告示第 1173 号）に定める基準に適合するものに限る。）並びに吹付けアスベスト等が使用されている建築物の除却であつて、その事業計画の策定等を建築物石綿含有建材調査者が行うとともに当該計画に基づく現場態勢に基づき実施するものをいう。
- (6) 中小企業者 中小企業基本法（昭和 38 年法律第 154 号）第 2 条第 1 項に規定する中小企業者をいう。
- (7) 一戸建ての住宅 店舗等の用途を兼ねるものにあつては、店舗等の用途に供する部分の床面積の延床面積に対する割合が 2 分の 1 未満で、かつ、当該床面積が 50 m<sup>2</sup>以下であるものに限る。
- (8) 区分所有建築物 建物の区分所有等に関する法律（昭和 37 年法律第 69 号。以下「区分所有法」という。）第 2 条第 1 項に規定する区分所有権の目的たる部分が存在する建築物をいう。
- (9) 区分所有者 区分所有法第 2 条第 2 項に規定する区分所有者をいう。
- (10) 管理組合 区分所有建築物の管理を行う区分所有法第 3 条若しくは第 65 条に規定する団体又は区分所有法第 47 条第 1 項（区分所有法第 66 条において準用する場合を含む。）に規定する法人をいう。

（助成等の対象建築物）

第 3 条 助成等の対象となる建築物（以下「対象建築物」という。）は、新宿区内に存する建築物のうち、区から違反建築に係る是正指導等を受けていない建築物（当該是正指導等を受けた建築物であつて、当該是正に従つたものを含む。）であつて、次の各号に掲げる事業の区分に応じ、当該各号に定めるものとする。

- (1) アスベスト含有調査 吹付けアスベスト等が使用されているおそれのある建築物
- (2) アスベスト除去等工事 吹付け材のアスベスト含有を分析調査結果報告書により確認できる建築物

（助成等の対象者）

第 4 条 助成等の対象者は次の各号のいずれかに該当する者とする。ただし、対象建築物の所有権を法人が有する場合は、当該法人が中小企業基本法第 2 条で定める中小企業者

であることを条件とする。

- (1) 対象建築物の全部又は一部の所有権を有する者（以下「所有者」という。）
  - (2) 所有者の承諾を得て、対象建築物についてアスベスト含有調査費用助成、調査員派遣及びアスベスト除去等工事助成（以下「助成等対象事業」という。）を行う者
  - (3) 対象建築物が区分所有建築物である場合は、対象建築物の管理組合の代表者又は助成等対象事業を行うことについて、区分所有者の集会の決議等により管理者として選任された者
- 2 前項に定めるほか、アスベスト除去等工事費用助成については、前項第 1 号の所有者が個人である場合にあっては、区市町村民税を滞納していない者であることを条件とする。

（助成等の種類）

- 第 5 条 区は、助成等の対象者が自ら、対象建築物に対して助成対象事業を実施するときは、その申請により費用の全部又は一部について助成する（以下「費用助成」という。）。
- 2 区は、助成等の対象者が、区が委託する業者によるアスベスト含有調査を申請したときは、区の負担により調査員を派遣し、調査を実施する（以下「調査員派遣」という。）。
  - 3 前 2 項に規定するアスベスト含有調査において、採取する検体数は原則 1 検体とする。ただし、対象建築物において異なる吹付け材を使用していることが明らかな場合はこの限りでない。
  - 4 第 1 項及び第 2 項による申請は、1 の対象建築物について、アスベスト含有調査（費用助成又は調査員派遣どちらか一方に限る。）及びアスベスト除去等工事それぞれにつき 1 回限りとする。

（助成金額等）

- 第 6 条 前条第 1 項に規定する費用助成の額は、予算の範囲内において、次の各号に定める助成対象事業の区分に応じた額とする。ただし、1,000 円未満の端数が生じた場合は切り捨てるものとする。
- (1) アスベスト含有調査 調査に要した費用の額（消費税相当分を除く。）。ただし、1 棟につき 25 万円を限度とする。
  - (2) アスベスト除去等工事 除去等工事に要した費用（消費税相当分を除く。）の 3 分の 2 の額。ただし、建築物の除却の場合はアスベスト除去に要した費用に限る。助成金の上限額は、一戸建ての住宅にあっては 1 棟につき 50 万円、その他の建築物にあっては 1 棟につき 300 万円とする。

（状況報告等）

- 第 7 条 区長は、助成等対象事業の適正な執行を図るため必要があるときは、助成等の申請を行う者及び調査員派遣業務の受託者に対し、報告若しくは資料の提出を求め、又は必要な勧告、助言若しくは援助をすることができる。

## 第2章 費用助成

(申請手続き)

第8条 費用助成の申請をする者は、新宿区アスベスト対策費助成金交付申請書（第1号様式）に別に定める関係書類を添付して、区長に申請するものとする。

(費用助成の交付決定)

第9条 区長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、及び必要に応じて現地調査等を行い、費用助成の交付又は不交付を決定するものとする。

2 区長は、前項の規定により費用助成の交付を決定したときは新宿区アスベスト対策費助成金交付決定通知書（第2号様式）により、費用助成の不交付の決定をしたときは新宿区アスベスト対策費助成金不交付決定通知書（第3号様式）により、当該申請を行った者に通知するものとする。

3 区長は、第1項の規定による交付の決定には、必要に応じ、条件を付することができる。

(申請の取り下げ)

第10条 第8条の申請をした者が前条による交付決定又は不交付の決定前に事業を中止するときは、新宿区アスベスト対策助成等取下げ届（第4号様式）により区長に届け出るものとする。

(権利譲渡の禁止)

第11条 第9条の規定により助成の決定を受けた者（以下「被助成者」という。）は、その権利を第三者に譲渡し又は担保に供してはならない。

(着手届)

第12条 被助成者は、事業の着手後速やかに、調査・工事着手届（第5号様式）に別に定める関係書類を添付して、区長に届け出るものとする。

(交付決定の変更)

第13条 被助成者は、交付決定の内容の変更（助成金の額が減額するものに限る。）が生じたときは、新宿区アスベスト対策費助成金交付変更申請書（第6号様式）に別に定める関係書類を添付して、区長に申請するものとする。

2 区長は、前項の規定による申請があった場合において、その内容を審査し、及び必要に応じて現地調査等を行い、これを適当と認めたときは、新宿区アスベスト対策費助成金交付変更決定]通知書（第7号様式）により、当該申請を行った者に通知するものとする。

3 前項の規定による承認には、必要に応じて、条件を付することができる。

4 区長は、第1項の規定による申請があった場合において、その内容を審査し、及び必要に応じて現地調査等を行い、これを不適当と認めたときは、新宿区アスベスト対策費助成金交付変更不決定通知書（第8号様式）により当該申請を行った者に通知するものとする。

る。

- 5 交付決定の内容の変更（第1項に規定するものを除く）をしようとするときは、軽微な変更届（第9号様式）に別に定める関係書類を添付して、区長に届け出るものとする。

（事業の中止等）

第14条 被助成者は、交付決定を受けた事業を中止し、若しくは再開し、又は廃止しようとするときは、新宿区アスベスト対策助成等事業中止（再開）・廃止申請書（第10号様式）により区長に申請するものとする。

- 2 区長は、前項の規定による申請があった場合において、その内容を審査し、及び必要に応じて現地調査等を行い、これを適当と認めるときは、新宿区アスベスト対策助成等事業中止（再開）・廃止承認書（第11号様式）により、当該申請を行った者に通知するものとする。

（完了報告）

第15条 交付決定を受けた事業が完了したときは、被助成者は新宿区アスベスト含有調査・除去等工事完了報告書（第12号様式）に別に定める関係書類を添付して、区長に届け出るものとする。

（助成金額の確定及び交付）

第16条 区長は、前条の規定による届出を受けた場合において、その内容を審査し、必要に応じて現地調査等を行い、これを適当と認めるときは、交付すべき額を確定し、速やかに新宿区アスベスト対策費助成金額確定通知書（第13号様式）により、当該届出を行った者に通知するものとする。

- 2 助成金の交付の請求は、前項の規定による通知を受けた後に、新宿区アスベスト対策費助成金交付請求書（第14号様式）を区長に提出することにより行うものとする。
- 3 区長は、前項の請求を受けたときは、その内容を審査し、助成金を交付するものとする。

（費用助成の交付決定の取消し）

第17条 区長は、次の各号のいずれかの場合には、交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 第14条第2項の規定により交付決定を受けた事業の中止又は廃止について承認を行ったとき。
  - (2) 被助成者が偽りその他の不正な手段により費用助成の交付決定又は助成金の交付を受けたとき。
  - (3) この要綱及び法令の規定に違反したとき
  - (4) その他区長の指示に従わないとき
- 2 区長は、前項の規定により交付決定の取消しを行ったときは、当該交付決定を取り消された者に対し、新宿区アスベスト対策費助成金交付決定取消通知書（第15号様式）により通知するものとする。

(助成金の返還)

第 18 条 区長は、前条第 1 項の規定により費用助成の交付決定を取り消した場合において、当該取消しに係る助成金が交付されているときは、当該交付決定を取り消された者に対し、当該交付されている助成金の全部又は一部について、期限を定めて返還を求めることができる。

### 第3章 調査員派遣

(申請手続き)

第 19 条 調査員派遣の申請をする者は、新宿区アスベスト調査員派遣申請書（第 16 号様式）に、別に定める関係書類を添付して、区長に申請するものとする。

(調査員派遣の決定)

第 20 条 区長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、及び必要に応じて現地調査等を行い、調査員派遣の可否を決定するものとする。

2 区長は、前項の規定により調査員派遣を決定したときは新宿区アスベスト調査員派遣決定通知書（第 17 号様式）により、調査員派遣を行わないことを決定としたときは新宿区アスベスト調査員不派遣決定通知書（第 18 号様式）により、当該申請を行った者に通知するものとする。

(申請の取り下げ)

第 21 条 第 19 条の規定により申請をした者が前条第 1 項の規定による調査員派遣の可否の決定前に調査員派遣に係る事業を中止しようとするときは、新宿区アスベスト対策助成等事業取下げ届（第 4 号様式）を区長に届け出るものとする。

(事業の中止等)

第 22 条 第 20 条第 1 項の規定による調査員派遣の決定を受けた者が、調査員派遣に係る事業を取りやめようとするときは、新宿区アスベスト対策助成等事業中止（再開）・廃止申請書（第 10 号様式）により区長に申請するものとする。

2 区長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、これを適当と認めたとときは、新宿区アスベスト対策助成等事業中止（再開）・廃止承認書（第 11 号様式）により、当該申請を行った者に通知するものとする。

## 第4章 雑則

(通則)

第23条 助成金の交付に関しては、この要綱に定めるほか、新宿区補助金等交付規則（昭和45年新宿区規則第7号）に定めによるるところとする。

2 この要綱に定めるもののほかこの要綱の施行に関し必要な事項は、別に定める。

(関係帳票の保管)

第24条 費用助成の交付決定又は調査員派遣の派遣決定を受けた者は、事業に係る帳簿、証拠書類その他事業の実施経過を明らかにするための書類を、事業完了後5年間整理保管し、区長の求めがあった場合は提出しなければならない。

附 則

1 この要綱は、平成22年7月1日から施行する。

2 この要綱の規定による助成金の交付は、この要綱の施行の日以後に着手する助成対象事業について適用する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。